

調査官室ごとの主要関与事件

岡裁判官主要関与事件（民事調査官室関係）

【大法廷】

- 1 最大決令和5年10月25日・民集77巻7号1792頁（性同一性障害者特例法4号要件事件）

性同一性障害者が性別の取扱いの変更の審判を受けるためには生殖腺がないこと又は生殖腺の機能を永続的に欠く状態にあることを要するとする性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律3条1項4号の規定は、身体への侵襲を受けない自由を制約するものであり、その制約は現時点において必要かつ合理的なものということとはできず、憲法13条に違反するとした。以上の多数意見について、本決定を受けた法改正に当たっては、4号の規定の削除にとどめることや、同号の規定に代わる新たな要件を設けることは、立法府に与えられた裁量権に委ねられている旨の補足意見を述べた。

- 2 最大判令和6年7月3日・民集78巻3号382頁（優生保護法事件）

優生保護法のいわゆる優生手術を定めた規定は憲法13条及び14条1項に違反し、上記規定に係る国会議員の立法行為は国家賠償法1条1項の適用上違法の評価を受けるとした上で、不法行為によって発生した損害賠償請求権が民法724条後段（平成29年法律第44号による改正前のもの）の除斥期間の経過により消滅したものとするのが著しく正義・公平の理念に反し、到底容認することができない場合には、裁判所は、除斥期間の主張が信義則違反又は権利濫用であるとして許されないと判断することができるとし、これと異なる趣旨をいう判例（最一小判平成元年12月21日・民集43巻12号2209頁等）を変更した（多数意見・主任裁判官）。

【第一小法廷】

- 3 最一小判令和4年10月24日・民集76巻6号1348頁（音楽教室事件）

音楽教室の運営者と演奏技術等の教授に関する契約をした生徒が、レッスンにおいて教師の指示・指導の下で著作権管理事業者の管理に係る音楽著作物を演奏する場合に、上記運営者による著作権（演奏権）侵害を理由とする不法行為に基

づく損害賠償請求権の存否が問題となった事案において、生徒の演奏は演奏技術を習得し、その向上を図ることを目的として行われるものであるなど判示の事情の下においては、上記運営者が上記音楽著作物の利用主体であるということとはできない、とした（全員一致）。

4 最一小判令和6年7月11日・民集78巻3号921頁

不起訴合意が公序良俗に反するか否かは、当事者の属性及び相互の関係、不起訴合意の経緯、趣旨及び目的、不起訴合意の対象となる権利又は法律関係の性質、当事者が被る不利益の程度その他諸般の事情を総合考慮して決すべきであるとし、判示の事情の下では宗教法人と信者との不起訴合意は公序良俗に反し無効である、とした。また、宗教法人の信者らによる献金の勧誘が不法行為法上違法であるか否かは、判示の諸事情の有無や程度を踏まえて総合的に考慮した上で勧誘行為が社会通念上相当な範囲を逸脱するといえるかを検討するという判断枠組みを採るべきであるにもかかわらず、このような判断枠組みに基づく審理を尽くさなかった原審の判断には違法がある、とした。（全員一致）

5 最一小判令和7年7月14日・民集79巻5号2211頁

市町村から一般廃棄物の処分の委託を受けた者が、当該市町村の区域外において一般廃棄物処理基準に適合しない処分を行い、これに起因して生活環境の保全上支障が生じたなどの場合に、処分場が存する市町村（立地市町村）がその支障の除去等の措置を講じたときは、当該立地市町村が上記委託をした市町村の事務の管理をしたものとして、事務管理が成立し得る、とした（全員一致）。

6 最一小判令和7年12月18日・判例集未登載

遺留分の計算において、遺産に含まれる土地の共有持分につき、第1審判決における評価額に誤りがあると指摘した上でこれを是正する一方で、同様に是正すべきであった生前贈与に係る土地の共有持分の評価額を是正しないまま主文の結論を導いた原判決の理由には食違ひがある、などとした上で、不利益変更禁止や処分権主義の観点を踏まえた詳細な計算をし、破棄自判の判決をした。本件は、当審においてウェブ会議の方法による弁論期日を実施した最初の事件である。（全

員一致・裁判長)

7 最一小判令和8年1月22日・判例集未登載

区分所有建物の共用部分の設置又は保存の瑕疵により損害を被った区分所有者が、区分所有者の団体に対して、民法717条1項に基づく損害賠償義務を負うかが問題となった事案において、区分所有者の団体は、特段の事情がない限り、同項本文にいう「占有者」に当たる、とした(全員一致・裁判長)。

岡裁判官 主要関与事件（行政調査官室関係）

【大法廷】

1 最大判令和4年5月25日・民集76巻4号711頁

最高裁判所裁判官国民審査法が在外国民に審査権の行使を全く認めていないことが違憲であるとしたほか、国が在外国民に対して次回の国民審査で審査権の行使をさせないことが違法であることの確認を求める訴えを適法であるとし、さらに、国会の立法不作為が国家賠償法1条1項の適用上違法の評価を受けるとした（全員一致）。

2 最大判令和5年10月18日・民集77巻7号1654頁

令和4年7月10日に行われた参議院議員通常選挙当時、平成30年法律第75号による改正後の公職選挙法14条、別表第3の参議院（選挙区選出）議員の議員定数配分規定の下での選挙区間における投票価値の不均衡は、違憲の問題が生ずる程度の著しい不平等状態にあったものとはいえず、上記規定が憲法14条1項等に違反するに至っていたということとはできないとした（多数意見）。

【第一小法廷】

3 最一小判令和4年4月21日・民集76巻4号480頁

法人税法132条1項にいう「これを容認した場合には法人税の負担を不当に減少させる結果となると認められるもの」とは、同項各号に掲げる法人である同族会社等の行為又は計算のうち、経済的かつ実質的な見地において不自然、不合理なもの、すなわち経済的合理性を欠くものであって、法人税の負担を減少させる結果となるものをいうとした上で、企業グループにおける組織再編成に係る一連の取引の一環として行われた金銭の借入れは判示の事情の下ではこれに当たらないとした（全員一致・裁判長）。

4 最一小判令和5年9月4日・民集77巻6号1219頁

法定受託事務に係る申請を棄却した都道府県知事の処分がその根拠となる法令の規定に違反するとして、これを取り消す裁決がされた場合において、都道府県知事が上記処分と同一の理由に基づいて上記申請を認容する処分をしないことは、地方自治法245条の7第1項所定の法令の規定に違反していると認められるものに該当するとした（全員一致・裁判長）。

5 最一小判令和6年10月31日・裁判集民事271号199頁

大学の人間生活学部人間生活学科生活福祉コースにおいて、介護福祉士等の資格及びその実務経験を有する教員により、介護実習、レクリエーション現場実習といった授業等が実施されていたなど判示の事情の下においては、上記コースの講師の職は、大学の教員等の任期に関する法律4条1項1号所定の教育研究組織の職に当たるとした（全員一致・裁判長）。

6 最一小判令和7年2月27日・民集79巻2号556頁

地方団体が特別交付税の額の決定の取消しを求める訴えは、裁判所法3条1項にいう法律上の争訟に当たるとした（全員一致・裁判長）。

岡裁判官 主要関与事件（刑事調査官室関係）

【第一小法廷】

1 最一小判令和4年1月20日・刑集76巻1号1頁

①刑法168条の2第1項の反意図性（「その意図に沿うべき動作をさせず、又はその意図に反する動作をさせるべき」）は、当該プログラムについて一般の利用者が認識すべき動作と実際の動作が異なる場合に肯定されるものと解するのが相当であり、一般の利用者が認識すべき動作の認定に当たっては、当該プログラムの動作の内容に加え、プログラムに付された名称、動作に関する説明の内容、想定される当該プログラムの利用方法等を考慮する必要がある、同項の不正性（「不正な」）は、電子計算機による情報処理に対する社会一般の信頼を保護し、電子計算機の社会的機能を保護するという観点から、社会的に許容し得ないプログラムについて肯定されるものと解するのが相当であり、その判断に当たっては、当該プログラムの動作の内容に加え、その動作が電子計算機の機能や電子計算機による情報処理に与える影響の有無・程度、当該プログラムの利用方法等を考慮する必要がある、②ウェブサイトの閲覧者の同意を得ることなくその電子計算機を使用して仮想通貨のマイニングを行わせるプログラムコードは、(1)ウェブサイトの収益方法として閲覧者の電子計算機にマイニングを行わせるという仕組みは一般の利用者に認知されていなかったことなどの事情の下では、その動作を一般の利用者が認識すべきとはいえず、同項の反意図性が認められるが、(2)①その動作が閲覧者の電子計算機の機能等に与える影響は、閲覧中に中央処理装置を一定程度使用することにとどまり、その程度も、消費電力が若干増加したり処理速度が遅くなったりするが、閲覧者がその変化に気付くほどのものではなかったこと、②ウェブサイトの運営者が閲覧を通じて利益を得る仕組みは、ウェブサイトによる情報の流通にとって重要であるところ、同プログラムコードはそのような収益の仕組みとして利用されたものである上、そのような仕組みとして社会的に受容されている広告表示プログラムと比較しても、閲覧者の電子計算機の機能等に与える影響に有意な差異はなく、利用方法等も同様であって、これらの点は社会的に許容し得る範囲内といえることなどの事情の下では、社会的に許容し得ないものとはいえず、同項の不正性は認められないため、不正指令電磁的記録とは認めら

れないとした（全員一致）。

2 最一小判令和4年4月21日・刑集76巻4号268頁

医師の意見から認められる外力の態様に加え、交際相手の子である男児が受傷した当時の状況、その受傷状況に関する被告人の言動を総合して男児に対する被告人の暴行を認定し傷害罪の成立を認めた第1審判決について、医師の意見からは第1審判決が認定の根拠とした男児の頭部に同人以外の者の行為による強い外力が加わった事実は認められないからその認定は前提を欠くとしたほかは、その受傷状況に関する被告人の供述が信用できないからといって被告人の暴行を認定することはできない旨を説示しただけで、判決に影響を及ぼすことが明らかな事実誤認があるとした原判決は、間接事実を総合した場合に被告人の暴行を認定することができるか否かについて判断を示したものとはいえないから、事実誤認の審査に当たり必要な検討を尽くして第1審判決の事実認定が論理則、経験則等に照らして不合理であることを十分に示したものとはいえず、刑訴法382条の解釈適用を誤った違法があるとした（全員一致・裁判長）。

3 最一小判令和4年4月28日・刑集76巻4号380頁

被疑者に対して強制採尿を実施することが「犯罪の捜査上真にやむを得ない」場合とは認められないのにされた強制採尿令状の発付は違法であり、警察官らが同令状に基づいて強制採尿を実施した行為も違法であるが、警察官らはありのままに記載した疎明資料を提出して同令状を請求し、裁判官の審査を経て発付された適式の同令状に基づき強制採尿を実施したもので、その執行手続自体に違法な点はなく、「犯罪の捜査上真にやむを得ない」場合であることについて、疎明資料において、合理的根拠が欠如していることが客観的に明らかであったというものではなく、また、警察官らは直ちに強制採尿を実施することなく被疑者に対して尿を任意に提出するよう繰り返し促すなどしていたなどの事情の下では、強制採尿手続の違法の程度はいまだ重大とはいえず、同手続により得られた尿の鑑定書等の証拠能力を肯定することができるとした（全員一致）。

4 最一小決令和5年10月11日・刑集77巻7号379頁

第1審判決について、被告人の犯人性を認定した点に事実誤認はないと判断した上で、量刑不当を理由としてこれを破棄し、事件を第1審裁判所に差し戻した控訴審判決は、第1審判決を破棄すべき理由となった量刑不当の点のみならず、刑の量定の前提として被告人の犯人性を認定した同判決に事実誤認はないとした点においても、その事件について下級審の裁判所を拘束するとした（全員一致）。

5 最一小決令和7年5月21日・刑集79巻4号登載予定

第1審の有罪判決をした裁判官は、刑訴法20条により、当該被告事件の控訴裁判所のする保釈に関する裁判についての職務の執行から除斥されるとした（全員一致・裁判長）。

6 最一小決令和7年11月27日・裁判集刑事登載予定

贈賄被疑事件について、勾留請求を却下した原々裁判の判断が、一件記録に基づき、罪証隠滅の現実的可能性の程度を基礎付ける事情を具体的に検討した上でされたもので、その判断理由にも一定の合理性があるにもかかわらず、原々裁判を取り消して勾留を認めた原決定は、罪証隠滅の現実的可能性の程度についての評価が不合理であるとする理由を実質的に示すことができおらず、刑訴法60条1項、426条1項の解釈適用を誤った違法があるとした（全員一致・裁判長）。

令和6年(才)第234号 遺言無効確認等、貸金返還、建物収去土地明渡等請求事件

令和7年12月18日 第一小法廷判決

主 文

1 原判決を次のとおり変更する。

(1) 上告人の控訴に基づき、第1審判決中主文第2項から第10項まで(ただし、第10項のうち第1審原告X₁、同X₂及び同Aの予備的請求並びに上告人の被上告人有限会社那覇総合園芸に対する土地の明渡請求及び賃料相当損害金の支払請求に関する部分を除く。)を次のとおり変更する。

ア 上告人は、第1審判決別紙物件目録記載1から7までの各土地につき、平成27年11月11日遺留分減殺を原因として、被上告人X₃に対しては持分3358万9076分の328万0665の、被上告人X₁に対しては持分252万6688分の19万8525の、被上告人X₂に対しては持分505万3376分の19万8525の各所有権一部移転登記手続をせよ。

イ 上告人は、第1審判決別紙物件目録記載8から16までの各土地につき、平成27年11月11日遺留分減殺を原因として、被上告人X₃に対しては持分1億3435万6304分の3

28万0665の、被上告人X₁に対しては持分1010万6752分の19万8525の、被上告人X₂に対しては持分2021万3504分の19万8525の各持分一部移転登記手続をせよ。

ウ 被上告人X₃と上告人との間において、被上告人X₃が、第1審判決別紙株式目録記載1の株式のうち80株及び同目録記載2の株式のうち275株につき、それぞれ20分の1の準共有持分を有することを確認する。

エ 被上告人X₄と上告人との間において、被上告人X₄が、第1審判決別紙株式目録記載1の株式のうち80株及び同目録記載2の株式のうち275株につき、それぞれ379万0032分の59万5575の準共有持分を有することを確認する。

オ 被上告人X₃が第1審判決別紙株式目録記載1の株式のうち80株及び同目録記載2の株式のうち275株につき被上告人X₃以外の者の準共有持分の確認を求める訴えを却下する。

カ 被上告人X₄が第1審判決別紙株式目録記載1の株式のうち80株及び同目録記載2の株式のうち275株につき被上告人X₄以外の者の準共有持分の確認を求める訴えを却下する。

キ 被上告人有限会社那覇総合園芸は、上告人に対し、1億4488万3019円及びこれに対す

る平成30年5月11日から支払済みまで年6分の割合による金員を支払え。

ク 被上告人有限会社那覇総合園芸は、上告人に対し、988万3883円及びこれに対する平成31年4月6日から支払済みまで年6分の割合による金員を支払え。

ケ 被上告人X₃、同X₁、同X₂及び同X₄のその余の予備的請求並びに上告人のその余の請求をいずれも棄却する。

(2) 被上告人有限会社那覇総合園芸の控訴を棄却する。

2 訴訟の総費用（ただし、第1審判決主文第11項において第1審原告X₁、同X₂及び同Aの負担とされた費用を除く。）中、上告人と被上告人X₃、同X₁、同X₂及び同X₄との間で生じた費用は、これを3分し、その1を上告人の負担とし、その余を同被上告人らの負担とし、上告人と被上告人有限会社那覇総合園芸との間で生じた費用は、これを5分し、その2を上告人の負担とし、その余を同被上告人の負担とする。

理 由

上告代理人西村オリエ、同高橋大地の上告理由について

1 原審の適法に確定した事実関係等の概要は、次のとおりである。

(1) 亡Bは、平成26年11月に死亡し、妻である亡C並びに子である上告人、被上告人X₃、同X₁、同X₂及び第1審原告Aが亡Bを相続した。

(2)ア 亡Bは、生前、自身の遺産の一部について、上告人、被上告人X₁、同X₂及びAにそれぞれ相続させ、又はDに遺贈すること等を定めた公正証書遺言

(以下「本件遺言」という。)をしていたところ、本件遺言において上記5名が取得することとされた亡Bの遺産及びその亡Bの相続開始時点における評価額は、原判決別紙2の「遺贈」欄記載のとおりである。

イ 亡Bの遺産のうち、本件遺言において遺産として記載されなかった財産及び亡Bの相続人らがこれを法定相続分に従って取得した場合における各相続人の取得分の上記時点における評価額は、原判決別紙2の「未処理遺産」欄記載のとおりである。

ウ 亡Bは、生前、亡C、被上告人X₁及び同X₂に対し、自己の財産の一部を贈与していたところ、これによって上記3名が取得した財産及びその相続開始時点における評価額は、原判決別紙2の「生前贈与」欄(ただし、そのうちの番号1の評価額を除く。)記載のとおりである。

(3) 上告人は、亡Bの死後、本件遺言に基づき、第1審判決別紙物件目録記載1から7までの土地(以下、併せて「本件土地1」という。)について相続を原因とする所有権移転登記を経由するとともに、同目録記載8から16までの土地(以下、併せて「本件土地2」という。)の共有持分4分の1(以下「本件遺言対象持分」という。)について相続を原因とする持分全部移転登記を経由した。

なお、本件土地2のうち本件遺言対象持分以外の共有持分については、亡Bから亡C、被上告人X₁及び同X₂に対して各4分の1の持分の贈与がされている(以下、上記贈与の対象となった本件土地2の共有持分各4分の1を「本件各生前贈与対象持分」という。))。

(4) 本件遺言において上告人が相続することとされた亡Bの被上告人有限会社那覇総合園芸に対する貸金債権(未返済額は1億8537万0100円。以下「本件貸金債権」という。)は、亡Bが平成14年頃に被上告人那覇総合園芸との間で締結した金銭消費貸借契約(以下「本件消費貸借契約」という。)に基づくものであるところ、その弁済期について特段の定めはされていない。

(5)ア 被上告人那覇総合園芸は、平成3年頃、亡Bとの間で、本件土地1を亡B

から賃借する旨の賃貸借契約（以下「本件賃貸借契約」という。）を締結し、これに基づき自社の所有する建物の敷地として本件土地1を使用しているところ、本件賃貸借契約においては、毎月5日が当月分の賃料の支払期限とされており、遅くとも平成24年頃以降、賃料は月額27万7200円とされている。

イ 上告人は、本件土地1を亡Bから相続したことを前提に、令和3年4月、被上告人那覇総合園芸に対し、平成26年12月1日から平成31年3月31日までの期間に対応する本件賃貸借契約に基づく賃料債権を自働債権とし、被上告人那覇総合園芸が上告人に対して有していた同月9日を弁済期とする会社法423条1項に基づく367万5000円の損害賠償債権（那覇地方裁判所平成31年（ワ）第92号損害賠償等請求事件において上記金額の限度で請求を認容する旨の判決が確定している。以下「本件受働債権」という。）を受働債権として、両債権を対当額で相殺する旨の意思表示（以下「本件相殺」という。）をした。

(6) 亡C及び被上告人X₃は、平成27年11月11日、上告人に対し、本件遺言に基づく亡Bの相続について民法（平成30年法律第72号による改正前のもの。以下「改正前民法」という。）1031条の規定による遺留分減殺請求権を行使する旨の意思表示（以下「本件遺留分減殺請求」という。）をした。

(7) 亡Cは、自身が本件遺留分減殺請求によって取得することとなる亡Bの遺産のうち、第1審判決別紙株式目録記載1の株式（以下「本件株式1」という。）及び同目録記載2の株式（以下「本件株式2」という。）の各準共有持分については、被上告人X₄にこれを遺贈し、その余の上記遺産については、これを亡Cの相続人である被上告人X₃、同X₁及び同X₂に4分の1、2分の1、4分の1の割合でそれぞれ相続させること等を定める遺言（以下「亡C遺言」という。）をした後、原審係属中に死亡した。

2 本件は、本件遺言において上告人が相続することとされた亡Bの遺産（以下「上告人受遺財産」という。）に関する次の第1事件から第3事件までが併合審理されている事案である（ただし、当審の審理判断の対象となっていない請求に関す

る部分を除く。)

(1) 第1事件は、亡C及び被上告人X₃が、本件遺留分減殺請求により上告人受遺財産について共有持分(権利については準共有持分。以下同じ。)を取得したと主張し、上告人に対し、各自の共有持分に基づき、本件土地1についての所有権一部移転登記手続及び本件土地2についての持分一部移転登記手続を求めるとともに、上告人との間で、本件株式1のうち80株及び本件株式2のうち275株(以下、併せて「上告人受遺株式」という。)についての共有持分の確認を求める事案である。なお、亡Cが原審係属中に死亡したため、亡Cの上記請求については、亡C遺言に基づき、被上告人X₃、同X₁、同X₂及び同X₄が亡Cの訴訟上の地位をそれぞれ承継している。

(2) 第2事件は、上告人が、本件遺言により本件貸金債権を相続したと主張して、被上告人那覇総合園芸に対し、本件消費貸借契約に基づき、本件貸金債権の未返済額及びその遅延損害金の支払を求める事案である。

(3) 第3事件は、上告人が、本件土地1を亡Bから相続したことに伴って本件賃貸借契約における亡Bの賃貸人たる地位を承継したと主張して、被上告人那覇総合園芸に対し、本件賃貸借契約に基づき、平成26年12月1日から平成31年4月1日までの期間に対応する未払賃料及びその遅延損害金の支払を求める事案である。

3. 原審は、本件土地2の共有持分4分の1の亡Bの相続開始時点における評価額を1284万0892円とした第1審判決の認定には、もともと上記持分の評価額として算出された額(5136万3571円)に更に4分の1を乗じた誤りがあると指摘した上で、本件遺言対象持分の上記時点における評価額については、これを5136万3571円に是正したが、同じく本件土地2の共有持分4分の1である本件各生前贈与対象持分の上記時点における評価額については、第1審判決の上記認定を是正することなく引用し(原判決別紙2の「生前贈与」欄の番号1参照)、遺留分に係る計算をして原判決主文の結論を導いた。そうすると、原判決の理由には食違いがあるというべきである。論旨は理由がある。

4(1)ア 上記の事実関係等によれば、本件土地2の共有持分4分の1の亡Cの相続開始時点における評価額については、これを5136万3571円として遺留分に係る計算をすることになるから、その計算に当たって基礎となる財産及びその上記時点における評価額は、原判決別紙2の「生前贈与」欄の番号1記載の金額を亡C、被上告人X₁及び同X₂のいずれについても5136万3571円と修正するほかは、同別紙記載のとおりとなる。そして、修正後の同別紙記載の数値を基礎とすると、本件遺言による遺留分の侵害額は、亡Cについて7469万6604円、被上告人X₃について2912万4035円であり、上告人が本件遺言に基づき亡Cの遺産を相続したことについて減殺を受ける額の合計が上告人受遺財産の評価額に占める割合は、379万0032分の82万7789（以下「合計減殺率」という。）と算出される。

イ また、亡C及び被上告人X₃が本件遺留分減殺請求によりそれぞれ取得した上告人受遺財産についての共有持分の割合は、本件遺言による亡Cの遺留分の侵害額（7469万6604円）と被上告人X₃の遺留分の侵害額（2912万4035円）とで合計減殺率を按分した割合となるから、亡Cのそれは379万0032分の59万5575（以下「亡C減殺率」という。）、被上告人X₃のそれは379万0032分の23万2214（以下「X₃本人減殺率」という。）とそれぞれ算出される。

(2)ア 以上を前提に、第1事件について検討すると、本件土地1についての請求は、①被上告人X₃については持分1516万0128分の152万4431（亡C減殺率に被上告人X₃が亡Cの共有持分を承継した割合である4分の1を乗じた割合とX₃本人減殺率を合計した割合）、②被上告人X₁については持分252万6688分の19万8525（亡C減殺率に被上告人X₁が亡Cの共有持分を承継した割合である2分の1を乗じた割合）、③被上告人X₂については持分505万3376分の19万8525（亡C減殺率に被上告人X₂が亡Cの共有持分を承継した割合である4分の1を乗じた割合）の各所有権一部移転登記手続を求める限度

で、それぞれ理由がある。

また、本件土地2についての請求は、上記①～③と同じ計算による各割合に本件遺言対象持分の割合である4分の1をそれぞれ乗じ、被上告人X₃については持分6064万0512分の152万4431、同X₁については持分1010万6752分の19万8525、同X₂については持分2021万3504分の19万8525の各持分一部移転登記手続を求める限度で、それぞれ理由がある。

もっとも、被上告人X₃についての上記の各結論は、原判決よりも上告人に不利益となるから、被上告人X₃の上記各請求については、原判決の結論を維持するにとどめるほかない（民訴法313条、304条）。

イ また、上告人受遺株式についての請求は、被上告人X₃が379万0032分の23万2214（X₃本人減殺率）の割合で共有持分を有すること及び同X₄が379万0032分の59万5575（亡C減殺率）の割合で共有持分を有することの確認を求める限度で、それぞれ理由がある。

もっとも、被上告人X₃についての上記の結論は、同被上告人が確認を求める共有持分の割合（20分の1）を超えているから、同被上告人の上記請求については、同被上告人が上告人受遺株式について20分の1の割合で共有持分を有していることを確認するにとどめるほかない。

なお、上記の事実関係等の下において、上告人受遺株式の共有持分をめぐる上告人と被上告人X₃又は同X₄との間の紛争の解決としては、上告人と被上告人X₃との間において同被上告人の共有持分を確認し、上告人と被上告人X₄との間において同被上告人の共有持分を確認すれば足りるから、上告人受遺株式について被上告人X₃及び同X₄がそれぞれ自分以外の者の準共有持分の確認を求める訴えは、いずれも確認の利益を欠く不適法なものというほかなく、却下を免れない。

(3) 第2事件について検討すると、上告人の請求は、本件貸金債権の未返済額である1億8537万0100円に379万0032分の296万2243（1から合計減殺率を控除して得た割合）を乗じた1億4488万3019円及びこれに対

する平成30年5月11日（上告人が遅延損害金の起算日として主張する訴状送達の日翌日）から支払済みまで商事法定利率年6分の割合（平成29年法律第45号による改正前の商法514条。以下同じ。）による遅延損害金の支払を求める限度で理由がある。

(4)ア 第3事件について検討すると、本件相殺の相殺適状日である平成31年3月9日の時点において、本件賃貸借契約に基づく賃料債権のうち、本件遺留分減殺請求がされる前の期間に対応するものについては、その全額である月額27万7200円の賃料債権が上告人に帰属していた一方で、本件遺留分減殺請求がされた後の期間に対応するものについては、上記月額に379万0032分の296万2243（1から合計減殺率を控除して得た割合）を乗じた月額21万6656円の賃料債権が上告人に帰属していたことになる（改正前民法1036条参照）。そのため、本件賃貸借契約に基づく賃料債権のうち、平成26年12月1日から平成31年3月31日までの期間に対応するものであり、かつ、同月9日の時点で上告人に帰属していたもの（以下「本件自働債権1」という。）の合計額は、1195万2277円になり、同日の時点における商事法定利率年6分の割合による遅延損害金債権（以下「本件自働債権2」という。）の合計額は、159万9385円になる。

イ そうすると、本件相殺においては、まず、本件自働債権2（合計159万9385円）と本件受働債権（367万5000円）とが対当額で相殺され、次に、本件自働債権1（合計1195万2277円）と上記の相殺後の本件受働債権（上記367万5000円から上記159万9385円を控除して得た額である207万5615円）とが対当額で相殺されることになる結果、本件自働債権1は弁済期が先に到来したものから順に消滅し、その残額は合計987万6662円（上記1195万2277円から上記207万5615円を控除して得た額）になる（民法512条、488条4項3号、489条）。

ウ したがって、上告人の請求は、本件相殺後の本件自働債権1の残額（合計987万6662円）及び平成31年4月1日分の賃料債権として上告人に帰属する

分（本件遺留分減殺請求後の月額賃料21万6656円を日割計算した7221円）の合計988万3883円及びこれに対する平成31年4月6日（上告人が遅延損害金の起算日として主張する上記請求に係る賃料債務について最も遅く到来する支払期限の翌日）から支払済みまで商事法定利率年6分の割合による遅延損害金の支払を求める限度で理由がある。

(5) 以上の次第で、原判決を主文第1項のとおり変更することとする。

よって、裁判官全員一致の意見で、主文のとおり判決する。

(裁判長裁判官 岡 正晶 裁判官 安浪亮介 裁判官 堺 徹 裁判官
宮川美津子 裁判官 中村 慎)

令和6年(受)第385号 損害賠償等請求事件
令和8年1月22日 第一小法廷判決

主 文

- 1 原判決中、上告人の被上告人に対する損害賠償請求に関する部分を破棄する。
- 2 前項の部分につき、本件を東京高等裁判所に差し戻す。
- 3 上告人のその余の上告を却下する。
- 4 前項に関する上告費用は上告人の負担とする。

理 由

上告代理人三浦謙一郎の上告受理申立て理由について

1 本件は、上告人が、区分所有建物の共用部分の設置又は保存に瑕疵があることによって損害を被ったと主張して、同区分所有建物の管理組合であり、建物の区分所有等に関する法律（以下「区分所有法」という。）3条前段所定の団体（以下「区分所有者の団体」という。）である被上告人に対し、民法717条1項本文に基づき損害賠償を求めるとする事案である。

2 原審の確定した事実関係等の概要は、次のとおりである。

(1) 被上告人は、東京都練馬区に所在する1棟の区分所有建物（平成2年5月に新築され、総戸数27戸のもの。以下「本件区分所有建物」という。）の区分所有者の団体である。

上告人は、本件区分所有建物の専有部分である203号室の共有者である。

(2) 被上告人の規約には、共用部分の管理については、被上告人がその責任と負担においてこれを行うものとする旨の定め（20条）、被上告人は、被上告人が管理する共用部分の保全及び保守並びに修繕を行う旨の定め（31条）がある。

(3) 本件区分所有建物においては、平成25年10月から平成27年3月にかけて

て、4回にわたって、外壁コンクリート躯体部分及び床下スラブ部分（以下「本件外壁部分等」という。）の亀裂等により、203号室への漏水事故が発生した。上記亀裂等は、工作物の設置又は保存の瑕疵に当たり、上記亀裂等が生じた本件外壁部分等は、本件区分所有建物の共用部分に当たる。

3 原審は、被上告人は、本件外壁部分等について、民法717条1項本文にいう「占有者」に当たるということとはできないと判断して、上告人の被上告人に対する同項本文に基づく損害賠償請求を棄却した。

4 しかしながら、原審の上記判断は是認することができない。その理由は、次のとおりである。

(1) 民法717条1項本文の趣旨は、工作物の設置又は保存に瑕疵があることによって損害が生じた場合、このように通常有すべき安全性を欠く状態にある工作物を支配管理して上記損害の発生を防止すべき地位にある者に損害賠償責任を負わせることにありと解される。

区分所有法によると、区分所有者は、全員で、区分所有建物等の管理を行うための団体を構成し（3条前段）、区分所有建物の共用部分の管理に関する事項は集会の決議で決するとされている（18条1項）。これら区分所有法の規定に照らすと、区分所有建物の共用部分については、基本的に、区分所有者の団体がこれを支配管理して通常有すべき安全性を確保していくことが予定されているものというべきである（このことは、区分所有法25条及び26条に管理者の選任及び権限等についての定めがあるからといって、左右されるものではない。）。そうすると、区分所有者の団体は、特段の事情がない限り、区分所有建物の共用部分を支配管理してその設置又は保存の瑕疵による損害の発生を防止すべき地位にあるといえることができる。

また、区分所有者の団体は、区分所有者からその持分に応じて共用部分の管理のための費用を徴収しているのが通例であるところ（区分所有法19条参照）、共用部分の設置又は保存に瑕疵があることによって損害が生じた場合には、区分所有者

の団体の財産からその賠償をすることが、区分所有者の通常の意味に沿い、損害を被った者の保護にも資するものといえる。

以上によれば、区分所有者の団体は、特段の事情がない限り、区分所有建物の共用部分について、民法717条1項本文にいう「占有者」に当たるというべきである。

(2) そして、本件において特段の事情はうかがわれないから、被上告人は、本件外壁部分等について、民法717条1項本文にいう「占有者」に当たる。

5 以上と異なる見解の下に、被上告人は、本件外壁部分等について、民法717条1項本文にいう「占有者」に当たるとすることはできないとした原審の判断には、判決に影響を及ぼすことが明らかな法令の違反がある。論旨は理由があり、原判決中、上告人の被上告人に対する損害賠償請求に関する部分は破棄を免れない。そして、損害額等について更に審理を尽くさせるため、上記部分につき本件を原審に差し戻すこととする。

なお、その余の請求に関する上告については、上告人が上告受理申立ての理由を記載した書面を提出しないから、これを却下することとする。

よって、裁判官全員一致の意見で、主文のとおり判決する。

(裁判長裁判官 岡 正晶 裁判官 安浪亮介 裁判官 堺 徹 裁判官
宮川美津子 裁判官 中村 慎)

令和7年(シ)第328号 保釈請求却下決定に対する異議申立て棄却決定に対する特別抗告事件

令和7年5月21日 第一小法廷決定

主 文

原決定及び原々決定を取り消す。

本件を札幌高等裁判所に差し戻す。

理 由

本件抗告の趣意は、憲法37条1項違反、判例違反をいうほかは、単なる法令違反、事実誤認の主張である。

所論に鑑み、職権で判断する。

記録によると、頭書被告事件の控訴裁判所である札幌高等裁判所が、同被告事件の第1審の有罪判決をした裁判官を含む合議体で、保釈請求を却下する決定をし、原審が、申立人からの異議申立てを棄却する決定をしたことが明らかである。

しかしながら、控訴裁判所において、当該被告事件の第1審の有罪判決をした裁判官には、事件について前審の裁判に関与したという、刑訴法20条7号本文の定める除斥原因がある。そして、控訴裁判所のする保釈に関する裁判に関与することは、控訴裁判所の裁判官としての職務の執行に当たる。そうすると、第1審の有罪判決をした裁判官は、刑訴法20条により、当該被告事件の控訴裁判所のする保釈に関する裁判についての職務の執行から除斥されると解するのが相当である。

したがって、職務の執行から除斥されるべき裁判官が関与してされた原々決定及びこれを是認した原決定には、刑訴法20条の解釈適用を誤った違法があり、これが決定に影響を及ぼし、これを取り消さなければ著しく正義に反すると認められる。

よって、その余の抗告趣意について判断するまでもなく、刑訴法411条1号を準用し、同法434条、426条2項により、原決定及び原々決定を取り消し、本件を原々審である札幌高等裁判所に差し戻すこととし、裁判官全員一致の意見で、

主文のとおり決定する。

(裁判長裁判官 岡 正晶 裁判官 安浪亮介 裁判官 堺 徹 裁判官
宮川美津子 裁判官 中村 慎)

令和7年（し）第1043号 勾留請求却下の裁判に対する準抗告の決定に
対する特別抗告事件

令和7年11月27日 第一小法廷決定

主 文

原決定を取り消す。

本件準抗告を棄却する。

理 由

1 本件抗告の趣意は、憲法違反をいう点を含め、実質は単なる法令違反の主張であって、刑訴法433条の抗告理由に当たらない。

2 所論に鑑み、職権で判断する。

本件被疑事実の要旨は、「医療関連商品の製造販売等を営む会社の営業所長であった被疑者が、同社の営業担当者と共に、国立大学医学部附属病院の医師に対し、同社の取り扱う医療機器を使用するなどの有利かつ便宜な取り計らいを受けたことに対する謝礼等の趣旨で、同社名義の口座から同病院専用名義の口座に40万円を振込入金し、このうち34万4000円相当の、同医師が選定した物品の購入等を行うことができる利益を得させ、もって同医師の職務に関し賄賂を供与した」というものである。

原々審は、勾留の必要性がないとして勾留請求を却下した。これに対し、原決定は、本件事案の性質・内容（対向犯である上、更に多くの関係者が様々な立場で関わっていることや、被疑者と関係者らとの人的関係等）、被疑者や関係者らの供述内容及び供述状況に加え、想定される争点について関係者らの供述による立証が重要となる証拠構造、原々裁判時における捜査の進捗状況等を踏まえると、被疑者が関係者と通謀するなどして、罪体及び重要な情状事実について罪証を隠滅するおそれがあり、このようなおそれは、被疑者が罪証隠滅行為に及ばない旨誓約しているなどの事情のみからは否定できず、被疑者の捜査に対する対応状況等も踏まえる

と、逃亡のおそれもないとはいえ、勾留の必要性も認められるとして、罪証隠滅のおそれが高度であることを前提に、原々裁判を取り消した。

本件において勾留の必要性の判断を大きく左右する要素は、罪証隠滅の現実的可能性の程度であると考えられる。この点につき、記録によれば、原々裁判は、原決定指摘の事情も考慮の上で、罪証隠滅の現実的可能性を肯定しつつ、客観的証拠の収集及び客観的証拠を踏まえた関係者からの事情聴取が相当に進んでいること、被疑者自身も数か月にわたって任意の取調べにおおむね応じていたこと、被疑者が既に上記会社を退職しており、同社関係者が従前の供述を翻して被疑者に有利な供述をするというような強い関係性まではうかがわれないうちに鑑みて、罪証隠滅の現実的可能性が高くはないと判断したものと認められる。このように、原々裁判の判断は、一件記録に基づき、罪証隠滅の現実的可能性の程度を基礎付ける事情を具体的に検討した上でされたものであって、その判断理由にも一定の合理性があるといえる。しかるに、原決定は、罪証隠滅の現実的可能性の程度について、原々裁判が判断の基礎としたものとほぼ同一の事情を指摘するのみで、これらの事情に関する原々裁判の評価が不合理であるとする理由を実質的に示すことができていないといわざるを得ず、原々裁判と異なる判断をした理由を示したものとはいえない。

そうすると、勾留の必要性を否定した原々裁判を取り消して、勾留を認めた原決定には、刑訴法60条1項、426条の解釈適用を誤った違法があり、これが決定に影響を及ぼし、原決定を取り消さなければ著しく正義に反するものと認められる。

3 よって、刑訴法411条1号を準用して原決定を取り消し、同法434条、426条2項により更に裁判をすると、上記のとおり本件について勾留請求を却下した原々裁判に誤りがあるとはいえないから、本件準抗告は、同法432条、426条1項により棄却を免れず、裁判官全員一致の意見で、主文のとおり決定する。
(裁判長裁判官 岡 正晶 裁判官 安浪亮介 裁判官 堺 徹 裁判官 宮川美津子 裁判官 中村 慎)